

公益法人会計基準に関する実務指針（その 4）

平成 20 年 3 月 25 日
日本公認会計士協会

本報告で使用する略称は、次のとおりである。

- ・ 金融商品に関する会計基準：企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（平成 11 年 1 月 22 日、最終改正平成 19 年 6 月 15 日）
- ・ 公益法人会計基準：公益法人会計基準の改正等について（平成 16 年 10 月 14 日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）
- ・ 注解：公益法人会計基準注解

償却原価法による償却額と收受した投資有価証券受取利息

Q：償却原価法を適用する場合の投資有価証券受取利息について、正味財産増減計算書に計上する際、指定正味財産増減の部に計上した後、一般正味財産増減の部に振り替え、投資有価証券受取利息振替額として計上する方法のほか、一般正味財産増減の部に投資有価証券受取利息として直接計上する方法があります。

この二つの計上方法の違いについて教えてください。

A：(1) 償却原価法の適用について

満期保有目的有価証券につき取得価額と債券金額との差額の性格が金利調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることが定められている（金融商品に関する会計基準 2. (2)）。

公益法人会計基準においても、注解（注 7）で、「満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。」と規定している。

償却原価法により算出された償却額について会計処理を示すと次のようになる。

債券金額より高い価額で取得した場合

投資有価証券受取利息	× × ×	／	投資有価証券	× × ×
------------	-------	---	--------	-------

債券金額より低い価額で取得した場合

投資有価証券	×××	／	投資有価証券受取利息	×××
--------	-----	---	------------	-----

上記及びの投資有価証券受取利息は、公益法人会計基準では正味財産増減計算書に属する科目であり、一般正味財産増減の部又は指定正味財産増減の部のいずれかに計上される。

(2) 償却原価法による償却額の取扱い

注解（注9）では、「指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券を時価又は償却原価で評価する場合には、従前の帳簿価額との差額は、正味財産増減計算書上、指定正味財産増減の部に記載するものとする。」と規定している。これは、貸借対照表上、資産の部に計上される「指定正味財産を財源とする資産（基本財産・特定資産）の金額」と正味財産の部に計上される「指定正味財産の金額」を一致させて、両者の対応関係を明らかにしているものである。

よって、指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券につき、償却原価法を採用する場合、その償却額は投資有価証券受取利息として指定正味財産増減の部に計上する。

(表1) 償却原価法による償却額の計上方法

償却原価法による 償却額	┌ └	指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券につき、償却原価法を採用している場合・・・指定正味財産増減の部に計上する。
		上記以外の場合・・・一般正味財産増減の部に計上する。

(3) 收受した投資有価証券受取利息の取扱い

收受した投資有価証券受取利息を、正味財産増減計算書（一般正味財産増減の部又は指定正味財産増減の部）に計上する際、上記（表1）「償却原価法による償却額の計上方法」に準じて処理する。これは、同一の計上方法を採用することにより、收受した投資有価証券受取利息に金利の調整の性格を有する償却額を加算又は減算を行うことを意味すると解されている（参照：非営利法人委員会報告第28号「公益法人会計基準に関する実務指針」Q9）。

(表2) 収受した投資有価証券受取利息の計上方法

収受した投資有価証券受取利息	指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券につき、償却原価法を採用している場合・・・指定正味財産増減の部に計上する(注)、 上記 以外の場合・・・一般正味財産増減の部に計上する。
----------------	--

(注) 収受した投資有価証券受取利息は、事業の用に供するため指定が解除されたもの(寄付者等の意思により制約が課されている場合を除く。)として、一般正味財産増減の部に振り替える。

(4) 償却原価法による償却額と収受した投資有価証券受取利息の「正味財産増減計算書」への計上方法

上記の処理を含め償却原価法による償却額と収受した投資有価証券受取利息の計上方法をまとめると、例えば、次の(表3)のようになる。

(表3) 償却原価法による償却額と収受した投資有価証券受取利息の計上方法

資産	財源	区分・科目	償却原価法による償却額	収受した投資有価証券受取利息
(流動資産) 有価証券	一般正味財産	区分	一般	一般
		科目	受取利息	受取利息
(基本財産) 投資有価証券	指定正味財産	区分	指定	指定
		科目	基本財産 受取利息	基本財産 受取利息(注)
	一般正味財産	区分	一般	一般
		科目	基本財産 受取利息	基本財産 受取利息
(特定資産) 投資有価証券	指定正味財産	区分	指定	指定
		科目	特定資産 受取利息	特定資産 受取利息(注)
	一般正味財産	区分	一般	一般
		科目	特定資産 受取利息	特定資産 受取利息
(その他固定資産) 投資有価証券	一般正味財産	区分	一般	一般
		科目	受取利息	受取利息

* 「区分」とは、正味財産増減計算書への計上について、「一般」は「一般正味財産増減の部」を指し、「指定」は「指定正味財産増減の部」を指す。

また、「科目」は、公益法人会計基準の財務諸表の科目例(別表)の中科目を参考にしている。

(注) 指定正味財産増減の部に受取利息を計上し、一般正味財産増減の部へ振替えを行う仕訳は以下のとおりである。

現金・預金	× × ×	基本財産（特定資産）受取利息	× × ×
-------	-------	----------------	-------

（指定正味財産増減の部）

一般正味財産への振替額	× × ×	基本財産（特定資産）受取利息（又は、基本財産（特定資産）受取利息振替額）	× × ×
-------------	-------	--------------------------------------	-------

（指定正味財産増減の部）

（一般正味財産増減の部）

- (5) 投資有価証券受取利息を直接、一般正味財産増減の部へ計上する場合
 投資有価証券受取利息を直接、正味財産増減計算書上、一般正味財産増減の部に計上する場合とは、注解（注9）に該当しない場合である。例えば、次のものがある。

一般正味財産を財源とする有価証券（基本財産及び特定資産を含む。）の償却原価法による償却額と収受した投資有価証券受取利息
 債券金額と同じ価額で取得したため、償却原価法の適用対象とならない有価証券の受取利息

なお、上記以外に、指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた債券で、取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の有価証券について償却原価法の適用をしない投資有価証券受取利息がある（参照：注解（注2）重要性の原則の適用について（2））。

以 上